高額医療・高額介護合算療養費のお知らせ

世帯内において、同一医療保険加入者の1年間(毎年8月1日~翌年7月31日)の『医療保険』と『介護保 険』両方の自己負担額の合計について、申請によって限度額(年額)を超えた金額が支給されます。

●後期高齢者医療制度加入者および国民健康保険加 ●国民健康保険加入者(年齢が70歳未満)の場合 入者(年齢が70歳以上75歳未満)の場合

| 7 TH (1 Hr | | | | |
|-------------|------|--|-----------------------------------|--|
| 所得区分 | | 対象者 | 自己負担限度額(年額) 1年間の医療費と 介護費の合計 | |
| 現役並み | 現役Ⅲ | 課税所得 690 万円以上の 方 | 212 万円 | |
| | 現役Ⅱ | 課税所得 380 万円以上 690 万円未満の方 | 141 万円 | |
| | 現役 I | 課税所得 145 万円以上 380 万円未満の方 | 67 万円 | |
| 一般 | | 自己負担割合「3割以外」 の方で、区分I、区分IIの いずれにも該当しない方 | 56 万円 | |
| 区分Ⅱ | | 同じ世帯の全員が住民税 非課税で、区分Iに該当し ない方 | 31 万円 | |
| 区分I | | 同じ世帯の全員が住民 税非課税で、世帯全員 が所得0円、または老齢 福祉年金受給者の方 (年金の所得は、控除額 を80万円として計算) | 19 万円 | |

対象と見込まれる方には、申請書を令和3年2月末頃 発送予定です。(申請時効2年) 詳しくは、そちらをご覧ください。

| 所 得 区 分 (基礎控除後の総所得) | 自己負担限度額(年額) 1年間の医療費と 介護費の合計 |
|------------------------|-----------------------------------|
| 901 万円超 | 212 万円 |
| 600 万円超 901 万円以下 | 141 万円 |
| 210 万円超 600 万円以下 | 67 万円 |
| 210 万円以下 | 60 万円 |
| 住民税非課税世帯 | 34 万円 |

※自己負担額から限度額を差し引いた額が501円以 上の場合に限り支給されます。

【申請に必要なもの】

- ・ 保険証(国民健康保険または後期高齢者医療保 険と介護保険の両方)
- ・申請者の印鑑(人数分)
- ・ 振込口座を確認できるもの(通帳等)
 - ※委任状が必要な場合もあります。
 - ※加入する保険が期間中に変更となった場合、 前保険の自己負担額証明書が必要な場合が あります。

【問】国保·健康課 ☎(0879)26-9907 長寿介護課 ☎(0879)26-9904 香川県後期高齢者医療広域連合事務局 **☎**(087)811-1866

葬祭費について

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者が亡くなった後、葬祭を行った方が市窓口に申請すれば 葬祭費が支給されます。

※葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると時効となり支給できなくなります。

○申請に必要なもの

- ・葬祭を行った方の氏名を確認できる書類 (会葬礼状、火葬許可証など)
- ・葬祭を行った方の印鑑
- ・葬祭を行った方の振込口座を確認できるもの (通帳等) ※葬祭を行った方以外が申請、受領する場合は委任状が必要です。



【問】国保·健康課 ☎(0879)26-9907 香川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎(087)811-1866